Otemachi Law Office

弁護士法人 大手町法律事務所

北九州ヘッドオフィス

〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11-3 大手町アイビースクエア2F
TEL.093-571-0081　FAX.093-571-6095

福岡オフィス

2020年5月 移転

〒810-0044 福岡市中央区六本松2丁目12番25号 ベルヴィ六本松802号
TEL.092-712-4923　FAX.092-714-2379

ホームページ
http://www.ohtemachi-lawyer.com/
大手町法律事務所

事務所報

COMMUNICATION PAPER
2022.8
vol 16

弁護士法人 大手町法律事務所

CONTENTS

今、チャレンジしたいこと

雑感　その6
／合山 純篤

家事調停委員に選任されました
／中西 俊博

刑事手続のIT化
／阿野 寛之

期限の利益
／田瀬 憲夫

きのう何食べました？
／根岸 大将

成人年齢が18歳になりました！
／松田 麻友美

事務所ご挨拶

残暑の候、皆様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先日は実に３年ぶりに小倉祇園太鼓が開催されました。街中に響き渡る太鼓の音に感慨深く聞き入った方も多かったのではないでしょうか。

新型コロナウイルスの感染者数は増減を繰り返しておりますが、ウィズコロナの生活様式も広まって、最近では行動制限も減り、次第にできることも増えてきたように思います。

弁護士もこの３年程の間、何か温めていた計画があるのではないでしょうか。そこで本号では、弁護士に「チャレンジしたいこと」を聞いてみました。

MASAHARU NAKANO

中野 昌治

代表（北九州オフィス所長）

主な取扱い分野

行政関係、労働関係、企業法務、企業再生・倒産関係

SUMIATSU GOYAMA

合山 純篤

代表（福岡オフィス所長）

主な取扱い分野

民事全般、企業法務、企業再生・倒産関係、行政関係、労働関係

今、チャレンジしたいことは？

「郷里の不動産（田、畑、山林）全部の整理処分を数年内に完了したい。」

KEIICHI NAKANO

中野 敬一

代表（北九州オフィス所長）

主な取扱い分野

企業法務関係、企業再生・倒産関係、一般民事事件、一般家庭事件

今、チャレンジしたいことは？

「本格推理小説の執筆」
コテコテの密室もの、アリバイ崩しなど凝ったものの創作に没頭したい。

HIROYUKI ANO

阿野 寛之

執行役員

主な取扱い分野

刑事事件・少年付添事件、損害賠償請求事件、企業法務一般など

今、チャレンジしたいことは？

「弁護士会野球部の公式戦で登板」

MAKOTO KIYONARI

清成 真

執行役員

主な取扱い分野

企業法務全般、労働問題（企業側）、民事事件

今、チャレンジしたいことは？

「シングルプレイヤー」

JUNJIRO MORI

森 淳二朗

顧問（九州大学名誉教授）

主な取扱い分野

会社法、企業法務

今、チャレンジしたいことは？

「職場に、過労死、過労自死、そしてハラスメントを未然に防止できる新たな仕組みをつくり実現すること」

NORIO TASE

田瀬 憲夫

代表（福岡オフィス所長）

主な取扱い分野

刑事事件、一般民事事件、医療紛争・交通事件

今、チャレンジしたいことは？

「一輪車」

KEI TANAKA

田中 圭

弁護士

主な取扱い分野

交通事故その他一般民事事件、倒産関係、刑事事件

今、チャレンジしたいことは？

「標準体重を目指す」

KENICHIRO TERAI

寺井 研一郎

弁護士

主な取扱い分野

企業法務、一般民事、家事事件、債務整理、刑事事件など

今、チャレンジしたいことは？

「鮎の友釣りで尺鮎狙い」

DAISUKE NEGISHI

根岸 大将

弁護士

主な取扱い分野

交通事故事件、医療関係事件、企業法務、一般民事事件など

今、チャレンジしたいことは？

「MLB観戦」

MANAMI MAKIYAMA

牧山 愛美

弁護士

主な取扱い分野

一般民事事件、企業法務

今、チャレンジしたいことは？

「テニス」

YUKIHITO MANAKO

眞子 幸人

弁護士

主な取扱い分野

企業法務、民事事件、刑事事件

今、チャレンジしたいことは？

「ペヤング獄激辛やきそばFinal」

NAOMICHI WADA

和田 直道

弁護士

主な取扱い分野

一般民事事件、交通事故事件、債務整理事件、家事事件など

今、チャレンジしたいことは？

「バンジージャンプ」

TOSHIHIRO NAKANISHI

中西 俊博

弁護士

主な取扱い分野

企業法務関係、企業再生・倒産、一般民事事件、家事事件など

今、チャレンジしたいことは？

「47都道府県を旅行する（あと6県）」

TSUYOSHI TOMINAGA

富永 剛

弁護士

主な取扱い分野

一般民事事件、行政関係法務、家事事件、刑事事件

今、チャレンジしたいことは？

「ウルトラマラソン」

YUKAKO KINOSHITA

木下 結香子

弁護士

主な取扱い分野

一般民事事件、刑事事件、行政法務、企業法務

今、チャレンジしたいことは？

「酒蔵での日本酒造り体験」

MAYUMI MATSUDA

松田 麻友美

弁護士

主な取扱い分野

交通事故、倒産事件、企業法務、一般民事

今、チャレンジしたいことは？

「高校卒業以来やめてしまった空手」

KEISUKE FURUNO

古野 慧輔

弁護士

主な取扱い分野

渉外事件、外国人事件、企業法務、一般民事事件、刑事事件

今、チャレンジしたいことは？

「出国」

Otemachi Law Office
弁護士法人 大手町法律事務所

雑感 その6

田舎の土地には、資産ではなく、負担でしかないという土地があることから、皮肉を込めて、「不動産」に「負動産」という字が当てられることがある。限界集落とか、耕作放棄地とか、空き家の放置とかいう現象も、「負動産」と書かれることと同根の事柄である。この現象に関連して、最近、私は、次のような法律相談を下述の次男から受けた。

『親が、「不動産Aは、長男に相続させる」という公正証書遺言を残して死亡したが、不動産Aは「負動産」であったので、長男は、相続することを拒否しているが、どうしたらよいか。親が死亡してから1年くらい経過しているが、長男をはじめ相続人は誰も相続放棄ー筆者注、被相続人死亡後3か月以内に家裁に相続放棄の申述をする必要があるーはしていない。』

私は、「不動産Aについては、遺産分割の対象として、相続人全員の間で、協議または審判の対象とするしかないのでは」と回答しておいたが、後日、調べてみると、法律文献には「…この場合、当該相続人(上記の長男に相当)は、指定された特定の遺産を取得することに不服があっても、他の相続人全員の了解が得られない限り当該遺産を相続せざるを得ないことになる。(長男が)相続放棄をした場合は…その限りではないが…」(最高裁判所判例解説民事篇平成3年度225頁)との記述があったのである。

この記述が上記の法律相談事例のような場合にも妥当するのか分らないが、もし、不動産Aが、わずかな金額ででも換価できる可能性があれば、長男も相続しないと頑なに言い張る必要はないのであるが、0円でも換価できない「負動産」が発生しているのが、現在の日本の田舎の実情である。

代表（福岡オフィス所長）
合山　純篤
SUMIATSU GOYAMA

家事調停委員に選任されました

ある方のお誘いを受け、本年4月より家事調停委員を担当することになりました。

家事調停とは、家庭に関する紛争（遺産分割や離婚など）について、家庭裁判所の調停委員会又は裁判官の下で、紛争の当事者間において、条理にかない実情に即した適正妥当な合意の成立を目指すという、紛争の自主的な解決（いわば話し合いによる解決）を図る制度です。そして、調停委員会は、裁判官1人及び家事調停委員2人（又は2人以上）で組織され、この調停委員会が、訴訟や審判と異なり、当事者からの意見を聞き、問題点を整理し、双方が合意可能か、何か良い解決方法がないかを一緒に考えるなど、当事者の合意に基づいて紛争解決をするための後押しをすることになります。

先日、初めて調停委員として執務する期日がありました。これまでは、家事調停、民事調停、訴訟での和解協議など、いずれも対立当事者の一方の代理人として活動してきましたが、調停委員としては、中立の立場で双方の意見を聞き、解決に何が必要か、そのために検討すべきことは何かなどと視点が異なります。これがとても新鮮で、かつ、普段から携わっている紛争解決に関しても学ぶことが多いと感じました。

当事者の皆さんは、様々な問題を抱えて調停に臨まれています。また、多くの方が調停で円満かつ迅速な事件解決を望まれています。この思いを十分に理解して、期待に応えられるよう尽力したいと思います。

弁護士
中西　俊博
TOSHIHIRO NAKANISHI

刑事手続のIT化

2022年5月に改正民事訴訟法が成立し、オンラインによる訴状や証拠等の書類提出や、裁判期日・証人尋問でのWeb会議システムの活用、裁判記録の電子データによる管理等についての規定が新たに設けられました。これで、民事裁判手続のIT化が一層進むことになります。

一方、刑事裁判・手続の世界では、IT化はまだまだこれからといったところです。逮捕状や捜索令状などは、警察が紙の証拠を裁判所に持ち込み、裁判官がその証拠を読んでから、紙の令状を発布します。弁護人が検察庁にある証拠を見るには、検察庁に行くか、業者に依頼してコピーしてもらう必要があります。身体拘束されている被疑者・被告人と接見するには、拘置所や留置場の面会室まで行かなければなりません。ある大事件で「記録のコピー代だけで数百万円もかかった」なんて報道もなされていました。私も、裁判期日や接見のたびに、分厚いファイルを何冊も詰めたキャリーバッグを引きずりながら移動していたことを思い出します。

実は、刑事手続のIT化についても検討が進められています。2021年3月から法務省で、裁判所・検察庁・警察庁・弁護士会からそれぞれ委員が参加し、刑事法学者も交えた「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」が開催され、2022年3月に報告書がとりまとめられました。報告書では、①捜査官がオンラインで令状請求できるようにする、②証拠書類を電子データ化して弁護人の閲覧・謄写をオンライン上で可能にする、③捜査官の取調べや弁護人の接見でリモート方式を用いる、といった方策が提言されました。これを受け、来年にも刑事訴訟法等の改正法案が提出される見通しです。

証拠書類のデータ化が認められれば、膨大な紙の記録を持ち歩く必要も、高額なコピー代を負担する必要もなくなります。リモートで接見ができるようになれば、遠方の警察署に赴く必要がなくなり、無駄な移動時間の削減にもつながります。新たな感染症が拡大した際にも円滑・迅速な対応が可能になります。

いいことが多いようにも思えますが、一方で、「報告書」では、証拠書類データの流出をどうやって防止するか、書類をデータ化する捜査機関の負担はどうするのか、リモート接見で、リモートの映像や音声が外部に流出したり、弁護士・被疑者等以外の人物が同席する可能性をどうやって排除するか、リモート接見ができる設備を全国一律に準備することが可能なのか、などといった問題点も指摘されています。

また、目下、拘置所や留置場の中では、電子機器は使えません。例えば、身体拘束された被告人が、弁護人からもらった証拠のデータをタブレットPCでチェックする、というようなことができないと、結局、被告人に分厚い紙の証拠を差し入れないといけないわけです。ここが変わってこないと、せっかく刑事手続のIT化が進んでも、被告人の防御権の保障は片手落ちになってしまうように感じます。

刑事手続のIT化が、単に便利さや迅速さを追及するだけでなく、真に被疑者・被告人の権利の保障につながるものになるよう、実務家としてしっかり見守り、また時には発信していきたいと思います。

執行役員
阿野寛之
HIROYUKI ANO

期限の利益

債権管理に携わる方なら「期限の利益」の扱いに悩まされたこともあろうかと思います。期限の利益とは、一定の期限が到来するまで弁済（支払）をしなくてもよい、という債務者（借主等支払側）の利益のことをいいます。

分割払いの場合には、この期限の利益の「喪失」のこともきちんと定めておかなければ、万が一支払が滞った、あるいは滞りそうになった場合に想定外のトラブルが生じかねません。期限の利益は、「それまでは払わなくていい」というものですから、基本的には債務者の利益に働きますが、他方で、時効の関係では、各弁済期までは時効も進行しませんので、債権者にも利益になることがあり得ます。

期限の利益の喪失に関して一般に一番厳しいのは、1回、1日でも遅れたら当然に全額返済義務が生じる、というものですが、多額・長期の支払いの場合、一括請求となると相手方が払いきれずに回収不能となることや、再度の支払合意が必要になることもあります。さらに、保証人による分割支払継続を許容する場合には、時効管理が厳しくなる（初回の遅延からの主債務者の時効を援用される）可能性もあり、一概に厳しい条件が債権者に有利とばかりもいえません。

また、期限の利益の喪失事由に、当該債務の支払以外の事由を設定することもあります。これをしておかないと債務者の信用不安に対処できない可能性もある一方、そのような事由を当然喪失事由としておくと、双方希望しないのにいつの間にか期限の利益が失われてしまう、ということも考えられます。

支払側の立場でも、受領側の立場でも、期限の利益の設定と同時に、その喪失事由の設定はとても重要になります。単純に「厳しければ債権者有利」「緩ければ債務者有利」と決めつけず、支払の総額、支払期間、債権者・債務者の関係性といった観点から、契約・合意の趣旨に応じた期限の利益、及びその喪失事由について定める必要があります。

代表（福岡オフィス所長）
田瀬　憲夫
NORIO TASE

成人年齢が18歳になりました！

「18さいになったら、くるまをうんてんできるよ！」
「18さいになったら、パパとけっこんしてあげるね！」
「18さいになったら、『せんきょ』にいくんだ！」

おしゃべりが大好きでちょっと理屈っぽい3歳の娘の口癖は「18歳になったら…」です。ママ（私）が、成人年齢を意識しすぎていますね（従来から18歳以上の制度もありますが…）。

4月に改正民法が施行され、成人年齢が18歳に引き下げられてから早くも4ヶ月、改めて概要をおさらいしておきたいと思います。

民法上、成人になるということは、一人で契約することができるということを意味します。これまでは親権者の同意が必要であった契約、たとえばクレジットカードの作成や携帯電話の加入、賃貸住居の契約やローン契約なども、自分の判断のみで可能となります。未成年であれば、親権者の同意なく締結した契約を後から取り消すことができますが、18歳以上の場合はこれもできなくなります。なお、婚姻開始年齢も、男女とも18歳になりました。

もっとも、既にご存じの方がほとんどと存じます

きのう何食べました？

「昨日の晩御飯に何を食べたか証明しなさい」と言われたら、どうやって証明しますか？

家族や友人と一緒に食べたということであれば、家族や友人の証言が一つの証拠となるでしょう。飲食店で食べたということであればレシートが重要な証拠になるでしょう。

では、一人暮らしで自炊をした場合はどうでしょう。材料を買ったお店のレシートから何を作ったか推測できる場合もあるでしょうが、例えば、カレーを作るためにジャガイモと人参を購入したが、ルーは買い置きのルーを使ったという場合、ジャガイモと人参だけではカレーを作ったとは限りません。

このようにある事実を証明する必要がある場合、その証明すべき事実によって、集めるべき証拠の種類や、その証拠の収集の難しさが異なってきます。

晩御飯を証明しなければいけないことなど無いかもしれませんが、仮に、何らかの紛争が生じた場合には、いかに証拠を収集できるかが重要になります。

弁護士にご依頼いただいた場合、いわゆる弁護士会照会の他、文書送付嘱託、調査嘱託、鑑定嘱託、文書提出命令、検証といった裁判手続きを通じた証拠収集等により、必要な証拠を収集できる可能性がありますが必ずしも収集できるとは限りません。本来は、紛争が生じる前から、日々、証拠を残しておくことが重要になります。

冒頭の例でいえば、レシートを日ごろから家計簿に張り付けておけば証明できた場合でも、捨ててしまっていた場合は、店舗に照会をかける必要が生じます。しかし、その店舗が閉鎖してしまった、店舗での記録の保管期間をすぎてしまったというような場合には、証明することが出来なくなるかもしれません。

どのような証拠を日ごろから残していくべきかは案件によって異なります。特に企業の方で、気になる案件がある場合は、一度リーガルチェックを受けてみても良いかもしれません。

弁護士
根岸　大将
DAISUKE NEGISHI

が、飲酒や喫煙、競馬や競輪などの公営ギャンブルの年齢制限は20歳のままで変わりません。国民年金の加入年齢も、20歳が基準です。施行以前に「子が成年に達するまで養育費を支払う」との取決めがされていた場合も、従前どおり、基本的には20歳まで支払い義務を負うとされています。

さいわい、娘は「おさけ」や「たばこ」にはまだ関心がないようなので、我が家で「20歳になったら…」はまだ登場していませんが、いつ聞かれても大丈夫なように、それぞれの年齢制限とその趣旨については、改めて確認しておこうと思っています（「なんで？」が常に出てくるお年頃です。）。

ちなみに、成人式については決まりはなく、各自治体の判断に委ねられているようです。北九州市では、「これまでどおり20歳での式典を開催する」とのことです（6/23付北九州市HPより）。

弁護士
松田　麻友美
MAYUMI MATSUDA